

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(Ⅶ-1-4))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		困難な問題を抱える女性への更なる支援体制の充実を図ること(施策目標Ⅶ－1－4) 基本目標Ⅶ:ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1:地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること				担当 部局名	社会・援護局総務課女性支援室	作成責任者名	社会・援護局総務課女性支援室長 中村 彩子		
施策の概要		【困難な問題を抱える女性への支援の推進】 ・ 地域における困難な問題を抱える女性への支援等の一層の普及促進を図ることを目的として、以下のような各種施策を実施している。 ① 女性相談支援センター(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号。以下「法」という。)の施行前においては、婦人相談所。以下同じ。)(における困難な問題を抱える女性の移送費や外国籍を有するDV被害者や人身取引被害者等を保護する場合に必要なとなる通訳雇上費等の支援 ② 女性相談支援センター一時保護所における困難な問題を抱える女性の一時保護(一時保護委託含む)に必要な費用の支援 ③ 女性自立支援施設(法の施行前においては、婦人保護施設。以下同じ。)(における困難な問題を抱える女性の保護及び自立支援に必要な費用の支援 ④ 女性相談支援員(法の施行前においては、婦人相談員。以下同じ。)活動強化事業の実施に必要な費用の支援 ⑤ 困難女性支援活動・DV対策機能強化事業の実施に必要な費用の支援 ⑥ DV被害者等自立生活援助事業の実施に必要な費用の支援 ⑦ 若年被害女性等支援事業の実施に必要な費用の支援 ⑧ 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業の実施に必要な費用の支援 ⑨ 民間団体支援強化・推進事業の実施に必要な費用の支援 ⑩ 困難な問題を抱える女性支援体制構築事業の実施に必要な費用の支援 ⑪ 女性自立支援施設通所支援モデル事業の実施に必要な費用の支援 ⑫ 困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業の実施									
施策を取り巻く現状		・女性相談支援員が受け付けた相談延べ件数は、平成15年度の25万件から年々増加し、令和4年度には43万件となっており、相談支援等を必要とする者の増加が深刻化している。 ・また、女性相談支援センター及び女性相談支援員への相談内容についても、夫等からの暴力(44.6%)のほか、離婚問題など暴力以外の家族問題(23.6%)や、経済関係(6.7%)、妊娠・出産等を含む医療関係(4.5%)など多岐にわたっており、複雑化している。 ・そのため、女性支援事業の現場等からは、増加する相談件数や複雑化する相談内容に対応するため、女性相談支援員等の人材確保や、民間の支援団体の育成及び連携が必要といった要望・指摘がなされている。 ・さらに、こうした現状を踏まえ、令和4年5月19日には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)(議員立法)が第208回通常国会において可決・成立し、令和6年4月1日から施行された。									
施策実現のための課題		1	支援団体等の地域資源も乏しく、行政及び民間のいずれの支援体制も十分とはいえない。(「困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究報告書」(令和4年3月)より)								
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係						達成目標の設定理由			
		目標1	困難な問題を抱える女性に対し、適切な支援が提供される体制を整備すること。						「施策を取り巻く現状」及び「施策実現のための課題」のとおり、相談支援等を必要とする者の増加が深刻化し、さらに相談内容についても、複雑化している中、それらのニーズに対応するための支援体制が必要とされているため。		
		(課題1)									
達成目標1について											
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
○1	女性相談支援員の配置数	1,579人	令和4年 1,853人	令和6年度			1,579人	1,716人	1,853人	増加・複雑化する相談に対応するため、困難な問題を抱える女性への相談支援を担う女性相談支援員の配置を促進することが重要であることから、女性相談支援員の配置数を測定指標とした。	都道府県市における女性相談支援員配置状況(※1)及び町村における新規配置(※2)を加味して設定。 ※1 R2～R4の伸び率を加味して推計 ※2 926町村に1名ずつ配置されることが望ましいが、市の配置割合及び新法施行の初年度であることを踏まえた実施率を加味して設定。
2	配偶者からの暴力被害者の来所相談件数	34,541件	令和元年度 以上	毎年度	前年度以上	令和元年度 以上	令和元年度 以上	令和元年度 以上	令和元年度 以上	DV被害者支援における相談体制の整備は、DV被害の潜在化を防止するとともに、DV被害者に対する効果的な支援につなげることが重要であり、第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月)において、「相談にたがひやすい体制整備」が具体的な取組として盛り込まれている。 「配偶者からの暴力被害者の相談件数」の増加は、DV被害者への支援体制(相談しやすい体制、相談にたがひやすい体制)強化への取組に一定の成果を示すものであるため、測定指標として選定した。	第5次男女共同参画基本計画を策定した令和2年度の前年である令和元年度の件数を上回ること为目标とした。
					38,366件	34,265件	34,514件	集計中 (令和7年3月頃公表予定)			

達成手段1 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号				
		予算額	予算額								
		執行額	執行額								
(1)	女性自立支援事業費補助金 (昭和22年度)	1,591百万円	1,573百万円	1,603百万円	－	女性相談支援センター―一時保護所における困難な問題を抱える女性の一時保護(一時保護委託含む)に必要な費用の支援	002664				
		－	1,217百万円								
(2)	女性保護事業費負担金 (昭和31年度)	963百万円	999百万円	1,033百万円	－	女性自立支援施設における困難な問題を抱える女性の保護及び自立支援に必要な費用の支援	002666				
		－	961百万円								
(3)	女性相談支援センター運営費負担金 (平成14年度)	16百万円	16百万円	16百万円	－	女性相談支援センターにおける困難な問題を抱える女性の移送費や外国籍を有するDV被害者や人身取引被害者等を保護する場合に必要な通訳雇上費等の支援	002665				
		－	16百万円								
(4)	困難な問題を抱える女性支援推進等事業 費国庫補助金	－	2,250百万円	2,597百万円	－	・ 地域における困難な問題を抱える女性への支援等の一層の普及促進を図ることを目的として、以下のような各種施策を実施している。 女性相談支援員活動強化事業の実施に必要な費用の支援 困難女性支援活動・DV対策機能強化事業の実施に必要な費用の支援 DV被害者等自立生活援助事業の実施に必要な費用の支援 若年被害女性等支援事業の実施に必要な費用の支援 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業の実施に必要な費用の支援 民間団体支援強化・推進事業の実施に必要な費用の支援 困難な問題を抱える女性支援体制構築事業の実施に必要な費用の支援 女性自立支援施設通所支援モデル事業の実施に必要な費用の支援 困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業の実施	006986				
		－	1,889百万円								
施策の予算額(千円)		令和4年度			令和5年度		令和6年度		政策評価実施予定時期	令和8年度	
		2,571,381千円			4,838,162千円		5,248,135千円				
施策の執行額(千円)		－			4,081,962千円						
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		－				－		－			